

前漢前少帝の諱について

山田 崇仁

はじめに

前漢には、高祖・武帝のような廟号・諡号を持たず、史料では「少帝」と記される皇帝が二人存在する。

本論では、『太平御覽』卷八十七、皇王部十二の記述に従い、前者を「前少帝」、後者を「後少帝」と称するが、この両者の諱について、『史記』・『漢書』に後少帝は「王」・「弘」・「義」という複数の諱を持つていたことが確認されるが、前少帝の諱については一切記されていない。

しかし、今日の辞典・事典類では、前少帝の諱は「恭」であったと記されている。以下、いくつかの例をあげてみよう。

まず、『アジア歴史事典』及び平凡社と小学館の百科事典の記述を引用する。

『アジア歴史事典』（平凡社、一九五九年）

しやうてい 少帝（前漢）Shao-ti ？前一八四

在位〜184B.C. 中国、前漢第3代の幼帝。姓名劉恭。

惠帝の後宮の美人の子といわれる。皇后張氏に子がなかったので、呂太后はその母を殺し、皇后の子と称

して皇太子とし、惠帝が没すると即位させて、みずから実権をふるったが、帝がその事情を知って怨言を出したのを聞くと、幽閉して殺した。(大庭脩)

しょうてい 少帝 (前漢) Shao-ti ？～前一八〇

在位 183 ～ 180B.C. 中国、前漢第 4 代の幼帝。惠帝の後宮の子。姓名劉弘。初め名は山、次いで義と改め、恒山王となったが、呂太后により少帝劉恭について帝位につけられ、弘とあらためた。太后が政をとり、呂氏一族が権力をもつばらにするときに名目的に帝位にあつたが、呂后が没して一族が殺されると、帝位をおわれ、惠帝の子でないとして殺された。(大庭脩)

『日本大百科全書 (ニッポニカ)』(小学館)

呂后 (りょこう) [？～前一八〇] の項

(……前略……) 惠帝が在位 7 年で嗣子なく没すると、後宮の女官が産んだ子を皇帝位につけ (少帝恭)、やがてこれも殺して、同じく後宮の子恒山王弘をたて (少帝弘)、自ら臨朝称制して政権を握った。(……後略……)

〔春日井明〕

『世界大百科事典』(平凡社)

呂后 (りょこう / Lü hou) ？～前一八〇 の項

(……前略……) 前 188 年即位後 7 年で惠帝が崩ずると、皇后に子がなかつたので後宮の美人 (女官) の子を

取つて3代皇帝（少帝恭）となし、幼少の少帝に代わつて臨朝して万事を裁決した。兄の子の呂台と呂産に南軍と北軍とを率いさせ、呂台・呂産など四人を諸侯王に封建した。少帝恭が成長して皇后の実子でないことを知ると、これを宮中の永巷に幽閉し、代わつて恒山王を四代皇帝（少帝弘）とした。（……後略……）〔上田早苗〕

『日本大百科全書（ニッポニカ）』・『世界大百科事典』と共に、Japan Knowledge 版 (<http://japanknowledge.com/library/>) を利用（閲覧日：二〇一七年五月九日）

中国・台湾の事典類も、我が国のそれと同様に前少帝の諱を「恭」であると記す。

例えば大陸の『中国大百科全書』では、系図は「少帝恭」を記すが、歴代皇帝一覧では『史記』に従い「恵帝↓呂后↓文帝」とする。また、台湾の『中文大辞典』「少帝」の項では、「前漢第三代帝。参見劉恭條。」とあるが、「劉恭」項では少帝恭に相当する部分を欠く（後述する『大漢和辞典』も同様であり、それを参考にした可能性もある）。

また、一般の方がインターネットでこのような情報を知りたいと考えたときに真っ先に引く Wikipedia ではどのように書かれているのだろうか。^①

まず日本語版では、「少帝恭」の項目を設けるが、「一般に諱は恭とされるが、『史記』『漢書』およびその注にその記録はなく、出所不明である。」と諱の典拠が不明であることを指摘する。^②

中国語版では「西漢前少帝」で項目を立てるが、〔概要〕^③の項目の「姓名」の小項目に「劉恭」としるす。また、本文では、錢穆『国史大綱』（商務印書館、1940年）を引いて、そこに「劉恭」と書かれていることを記す（錢穆『国史大綱』については後述）。

韓国語版でも本文に「漢少皇帝 劉恭」と記す。フランス語版は本文に「Liu Gong (劉恭)」と記し、英語版・ドイツ語版では「概要」と本文にそれぞれ「Liu Gong」「劉恭」と記される。

以上、極々簡単に辞典・事典類の記述を確認した。一見してわかるように前少帝の諱を「恭」とする認識は、世界で共通化しているといつてよい。

しかし、上述の Wikipedia 日本語版では、典拠に付いての問題も指摘されている。これについてインターネット上では、Wikipedia 日本語版にこの記述が追加される以前に興味深い指摘が行われている。それは、インターネット掲示板「2ちゃんねる」の「少帝恭って何物?」というスレッド上での、ハンドルネーム「あやめ」氏による以下の書き込みである。^④

(……前略……)

惠帝の崩後に立った皇帝の素性については、衆訟紛々として千古の疑案というべきもので追々書くつもりですが、その前にこの皇帝の名前を日本の多くの書物が「恭」としているのが甚だ不審です。史記にも漢書にも彼の名は記載されていません。日本の東洋史学者諸先生はこの「恭」をどこから拉し来たったものでしょうか。高祖の名の「邦」も史記漢書に出てきませんが、ともかく後漢末の荀悦の「漢紀」が出所ということは判明しています。でも「恭」の方は出所不明です。

ところが日本で出版されてる概説書の付録や歴史便覧といった本の中では例外なく「少帝恭」という人物がいたことになっています。高名な漢代史の専門家先生の著述でも同様です。

さすがに支那の学者の著書にはこんな初歩的間違いは出てません。日本の学者のものでも那珂通世の「支那

「通史」の付録の世系表には「少帝某」と表記しています。那珂博士はちゃんと原資料に従って……というか原資料が頭の中に格納されてて、間違えようがないんでしょうね。

ところがその後の先生方はそんなニツチな仕事に精力を注がない、既存の類書を引き写して能事了れりとしちゃってるんでしょうか。想像ですけど「少帝某」が引き写しの過程で、魯魚の訛を生じた果「少帝恭」になっちゃったのじゃないかしら。

(……後略……)

後述するように、前少帝の諱を明記した史料が見いだされないうこと、また後世、特に二十世紀後半期以降の日本の漢代に関する事典や概説書の多くが、前少帝の諱を「恭」とするのは、上記あやめ氏の指摘の通りである。

では、どのような経緯で「恭」という諱が見いだされ、普及するに至ったのだろうか。本論は、その過程を明らかにすることが目的である。

まず、前少帝と時代が近接し、かつ基本的な文献史料である『史記』『漢書』を初めとする漢代の史料ではどうなっているのかを確認する。そして、それ以降の史料ではどのような形で前少帝が採り上げられているのかについて整理を行う。また、その過程で諱が「恭」に定まったのはいつ頃か、さらにはその普及についての歴史的推移を明らかにする過程で、この問題の解決を図ることにする。

第一章 王朝時代（漢・清）の前少帝の記述

第一節 漢代での前少帝の書かれ方

漢代の前少帝に関する記述は、『史記』及び『漢書』に見えるものが根本史料である。

『史記』呂太后本紀第九

七年秋八月戊寅、孝惠帝崩。發喪、（……中略……）九月辛丑、葬。太子即位為帝、謁高廟。元年、號令一出太后。（……中略……）太后欲王呂氏、先立孝惠後宮子彊為淮陽王、子不疑為常山王、子山為襄城侯、子朝為軹侯、子武為壺關侯。（……中略……）二年、常山王薨、以其弟襄城侯山為常山王、更名義。

【七年秋八月戊寅、孝惠帝崩ず。喪を發す。（……中略……）九月辛丑、葬る。太子位に即きて帝と為り、高廟に謁す。元年、號令一に太后より出づ。（……中略……）太后・呂氏を王とせんと欲し、先づ孝惠後宮の子彊を立てて淮陽王と為し、子不疑を常山王と為し、子山を襄城侯と為し、子朝を軹侯と為し、子武を壺關侯と為す。（……中略……）二年、常山王薨ず、其の弟襄城侯山を以て常山王と為し、名を義と更む。】

（四年）宣平侯女為孝惠皇后時、無子、詳為有身、取美人子名之、殺其母、立所名子為太子。孝惠崩、太子立為帝。帝壯、或聞其母死、非真皇后子、迺出言曰「君安能殺吾母而名我。我未壯、壯即為變」。太后聞而患之、恐其為亂、迺幽之永巷中、言帝病甚、左右莫得見。太后曰「凡有天下治為萬民命者、蓋之如天、容之如地、上有歡心以安百姓、百姓欣然以事其上、歡欣交通而天下治。今皇帝病久不已、迺失惑昏亂、不能繼嗣奉宗廟祭祀、

不可屬天下、其代之」。羣臣皆頓首言「皇太后為天下齊民計所以安宗廟社稷甚深、羣臣頓首奉詔」。帝廢位、太后幽殺之。五月丙辰、立常山王義為帝、更名曰弘。不稱元年者、以太后制天下事也。以軹侯朝為常山王。置太尉官、絳侯勃為太尉。五年八月、淮陽王薨、以弟壺關侯武為淮陽王。

【四年】宣平侯の女・孝惠の皇后たりし時、子無く・詳りて身有りと為し、美人の子を取りて之に名づけ、其の母を殺し、名づくる所の子を立てて太子と為す。孝惠崩じ、太子立ちて帝と為る。帝壯にして、或は其の母死して、真の皇后の子に非ざると聞き、迺ち言を出して曰く「后・安くんぞ能く吾が母を殺して我に名づくるや。我れ未だ壯ならず、壯なれば即ち變を為さん」と。太后聞きて之を患へ、其の亂を為さんことを恐れ、迺ち之を永巷の中に幽し、帝の病甚だしと言ひ、左右見ゆるを得るもの莫し。太后曰く「凡そ天下を有ち萬民の命を治為する者は、之を蓋うこと天の如く、之を容ること地の如く、上は歡心有りて以て百姓を安んじ、百姓欣然として以て其の上に事へ、歡欣交通して天下治まる。今ま皇帝病久しくして已えず、迺ち失惑昏亂し、繼嗣して宗廟の祭祀を奉ずること能わず、天下を屬すべからず、其れ之を代えん」と。羣臣皆な頓首して言う「皇太后・天下の齊民の為に宗廟社稷を安んずる所以を計ること甚だ深し。羣臣頓首して詔を奉ず」と。帝位を廢し、太后之を幽殺す。五月丙辰、常山王義を立てて帝と為し、名を更めて弘と曰う。元年を稱せざるは、太后の天下の事を制するを以てなり。軹侯朝を以て常山王と為す。太尉の官を置き、絳侯勃を太尉と為す。五年八月、淮陽王薨じ、弟壺關侯武を以て淮陽王と為す。】

『史記』漢興以來將相名臣年表第十

(惠帝七年) 立少帝。(……中略……)(呂后四年) 廢少帝、更立常山王弘為帝。

【(惠帝七年)少帝を立つ。(……中略……)(呂后四年)少帝を廢し、更めて常山王弘を立てて帝と為す。】

『史記』呂后本紀では、後少帝について諱を記すものの、前少帝については、即位前は「太子」、即位後は「帝」または「皇帝」とのみ記し、漢興以來將相名臣年表第十でのみ「少帝」と記す。ただし、漢興以來將相名臣年表第十については、『史記集解』及び『史記索隱』引く張晏説に司馬遷が没した後にこの篇が欠けたことを指摘する。

『史記集解』引く張晏説

遷没之後、亡景紀・武紀・禮書・樂書・律書・漢興以來將相年表・日者列傳・三王世家・龜策列傳・傳斬蒯列傳。元成之間、褚先生補闕、作武帝紀、三王世家、龜策・日者列傳、言辭鄙陋、非遷本意也。

【遷没しての後、景紀・武紀・禮書・樂書・律書・漢興以來將相年表・日者列傳・三王世家・龜策列傳・傳斬蒯列傳、亡せり。元成の間、褚先生補闕し、武帝紀、三王世家、龜策・日者列傳を作るも、言辭鄙陋にして、遷の本意に非ざるなり。】

従つて、司馬遷は少帝とは書いていないが、『漢書』以降少帝と書かれることから、前少帝を少帝と称すること自体は早くから行われていたことは確認できる。

『史記』以降、前少帝に関する記録は『漢書』にまで降るが、一読してわかるように『漢書』のそれは『史記』の焼き直しではない。そのため文献の記述としては、『史記』のそれが唯一となる。

『漢書』高后紀第三

高皇后呂氏、生惠帝。佐高祖定天下、父兄及高祖而侯者三人。惠帝即位、尊呂后為太后。太后立帝姊魯元公主女為皇后、無子、取後宮美人子名之以為太子。惠帝崩、太子立為皇帝、年幼、太后臨朝稱制、大赦天下。(…中略…)四年夏、少帝自知非皇后子、出怨言、皇太后幽之永巷。詔曰「凡有天下治萬民者、蓋之如天、容之如地；上有驩心以使百姓、百姓欣然以事其上、驩欣交通而天下治。今皇帝疾久不已、乃失惑昏亂、不能繼嗣奉宗廟、守祭祀、不可屬天下。其議代之」。羣臣皆曰「皇太后為天下計、所以安宗廟社稷甚深。頓首奉詔」。五月丙辰、立恆山王弘為皇帝。

【高皇后は呂氏なり、惠帝を生む。高祖天下を定むを佐け、父兄高祖に及びて侯たる者三人。惠帝位に即き、呂后を尊びて太后と為す。太后帝の姊魯元公主の女を立てて皇后と為すも、子無く、後宮美人の子を取りて之に名づけて以て太子と為す。惠帝崩じ、太子立ちて皇帝と為るも、年幼なれば、太后臨朝稱制し、天下に大赦す。(…中略…)四年夏、少帝自ら皇后の子に非ざるを知り、怨言を出だし、皇太后之を永巷に幽す。詔曰「凡そ天下を有ち萬民を治むる者、之を蓋うこと天の如く、之を容ること地の如く、上は歡心有りて以て百姓を安んじ、百姓欣然として以て其の上に事へ、歡欣交通して天下治まる。今ま皇帝病久しくして已えず、迺ち失惑昏亂し、繼嗣して宗廟の祭祀を奉ずること能わず、天下を屬すべからず、其れ議して之を代えん」と。羣臣皆な曰く「皇太后天下の為に計り、宗廟社稷を安んずる所以を計ること甚だ深し。頓首して詔を奉ず」と。五月丙辰、恆山王弘を立てて皇帝と為す。】

上述のように、両少帝の記述に関しては『史記』のそれが第一に参照されるべきものであることを確認したが、

その中で注目すべきものは、諸大臣の「真の孝惠の子に非ざるなり」と、東牟侯興居の「足下は劉氏に非ず、當に立つべからず」という発言である。

『史記』呂太后本紀第九

諸大臣相與陰謀曰「少帝及梁・淮陽・常山王、皆非真孝惠子也。呂后以計詐名他人子、殺其母、養後宮、令孝惠子之、立以為後、及諸王、以彊呂氏。(……中略……)東牟侯興居曰「誅呂氏吾無功、請得除宮」。迺與太僕汝陰侯滕公入宮、前謂少帝曰「足下非劉氏、不當立」。乃顧麾左右執戟者搢兵罷去。有數人不肯去兵、宦者令張澤諭告、亦去兵。滕公迺召乘輿車載少帝出。少帝曰「欲將我安之乎」。滕公曰「出就舍」。舍少府。(……中略……)夜、有司分部誅滅梁・淮陽・常山王及少帝於邸。

【諸大臣相與に陰かに謀りて曰く「少帝及び梁・淮陽・常山王・皆な真の孝惠の子に非ざるなり。呂后計を以て詐りて他人の子を名づけ、其の母を殺し、後宮に養ひ、孝惠をして之を子とせしめ、立てて以て後及び諸王と為し、以て呂氏を彊くす。(……中略……)東牟侯興居曰く「呂氏を誅するに吾れ功無し。請う宮を除うを得ん」と。迺ち太僕汝陰侯滕公と宮に入り、前みて少帝に謂いて曰く「足下は劉氏に非ず、當に立つべからず」と。乃ち顧みて左右の戟を執る者を麾ぎ兵を搢して罷め去らしむ。數人有りて兵を去つるを肯ぜず、宦者令張澤諭し告ぐ、亦た兵を去つ。滕公迺ち乘輿の車を召し少帝を載せて出づ。少帝曰く「我を將いて安くにか之かんと欲するか」と。滕公曰く「出でて舍に就くなり」と。少府に舍す。(……中略……)夜、有司部を分かち梁・淮陽・常山王及び少帝を邸に誅滅す。】

ここから、司馬遷の当時ですら、前後両少帝を正統な劉氏皇帝ではないとする認識があったことがうかがえる。実際、『史記』・『漢書』では歴代皇帝として彼等二人の本紀を立てていないことが、それが正統的な歴史認識として定着していたことを明確にする。

これは後漢末に至っても同様である。例えば後漢末の蔡邕『独断』では、高祖以来靈帝に至るまでの漢王朝歴代皇帝を列挙するが、惠帝死去後については「呂后攝政」として前後少帝を挙げない。

後漢・蔡邕『独断』

高祖為漢。高帝・惠帝・呂后攝政・文帝・景帝・武帝・昭帝・宣帝・元帝・成帝・哀帝・平帝・王莽・聖公・光武・明帝・章帝・和帝・殤帝・安帝・順帝・沖帝・質帝・桓帝・靈帝、從高帝至桓帝、三百八十六年。除王莽・劉聖公、三百六十六年。從高祖乙未至今壬子歲、四百一十年。呂后・王莽不入數。高帝以甲午歲即位、以乙未為元。

【高祖漢を為す。高帝・惠帝・呂后攝政・文帝・景帝・武帝・昭帝・宣帝・元帝・成帝・哀帝・平帝・王莽・聖公・光武・明帝・章帝・和帝・殤帝・安帝・順帝・沖帝・質帝・桓帝・靈帝、高帝從り桓帝に至るまで、三百八十六年。王莽・劉聖公を除き、三百六十六年。高祖乙未從り今ま壬子の歲に至るまで、四百一十年。呂后・王莽數に入れず。高帝甲午の歲を以て即位し、乙未を以て元と為す。】

帝嫡妃曰皇后、帝母曰皇太后、帝祖母曰太皇太后、其衆號皆如帝之稱。秦漢以來、少帝即位、后代而攝政、稱皇太后、詔不言制。漢興、惠帝崩、少帝弘立、太后攝政。

【帝の嫡妃を皇后と曰ひ、帝母を皇太后と曰ひ、帝祖母を太皇太后と曰ひ、其の號を衆むること皆な帝の稱の

如し。秦漢以來、少帝即位、后代りて攝政し、皇太后と稱し、詔するも制を言はず。漢興り、惠帝崩じ、少帝弘立ち、太后攝政す。】

蔡邕とほぼ同時代の荀悦もその著書『漢紀』の紀として高祖皇帝紀・孝惠皇帝紀・高后紀の三つを立て、前後少帝は蔡邕と同様に高后紀に含めて扱っている。

このように、両少帝は劉氏王朝である前後漢では基本的に閏位として扱われ、歴代皇帝として認識されていないことが確認された。

第二節 漢より後の時代での前少帝の書かれ方

それ以降についても、基本的に前漢歴代は高祖・惠帝・呂后・文帝の順にあげられ、前少帝は歴代から排除されている。無論、その諱も記されていない。

仏教系の通史である隋・費長房『歴代三宝紀』巻二では、両少帝在位期を「呂后攝」としてまとめ、両少帝の存在にすら触れない。時代は降るが、同じく仏教系通史の元・梅屋念常『仏祖歴代通載』も呂后期として扱う。

『太平御覽』巻八十七／皇王部十二は、項目として「漢高祖皇帝・項籍（附）・孝惠皇帝・前少帝・後少帝」と、初めて「前少帝」を歴代に含める。本文は内容は『史記』の要約であり、特に諱については記されていない。

北宋の司馬光『資治通鑑』漢紀四では「太子」であり、また即位後（漢紀五）は紀年そのものが「高后（すなわち呂后）」で立てられるという『史記』・『漢書』以来の方針に沿い、彼自身は「少帝（高后四年）」とのみ書かれ、諱は記されていない。同じく宋・諸葛深『歴代帝王紹運図』・南宋・不明『帝王紹運図碑』・南宋・馬仲虎『歴代帝王編年

互見之図・南宋・王益之『西漢年紀』・南宋・徐天麟『西漢会要』の何れも呂后期として扱う。

時代が降って、明・凌迪知『歷代帝王姓系統譜』に至つても前例通り前漢歷代皇帝の項目を高帝・惠帝・呂后とし、両少帝を記さない（『歷代帝王姓系統譜』では、惠帝の項に「子無し」と記述する）。『史記』・『漢書』の注釈である『史記評林』・『漢書評林』の冒頭に載せられる系図では、両少帝を記していない（図1参照）。

清朝になつても、前代に従い、項目を立てない史料が多い。例えば、陸費墀『帝王廟諡年諱譜』（乾隆四十（一七七五）年）及び黄本驥『避諱録』（道光二十六（一八四六）年）では両少帝の項目を立てていないが、前少帝の諱について言及する著作が見られるようになる。

梁玉繩『史記志疑』卷十「太子即位為帝」の項

案此所稱為少帝者也。史漢皆不言其名。蓋孝惠後宮子。正義引「劉伯莊謂「幸呂氏有身而入宮生子者妄」。

【案するに此れ稱する所の少帝為る者なり。史漢皆な其の名を言わず。蓋し孝惠後宮子ならん。正義に引く「劉伯莊謂う「呂氏に幸あり、身有りて宮に入りて子を生む」は妄なり。】

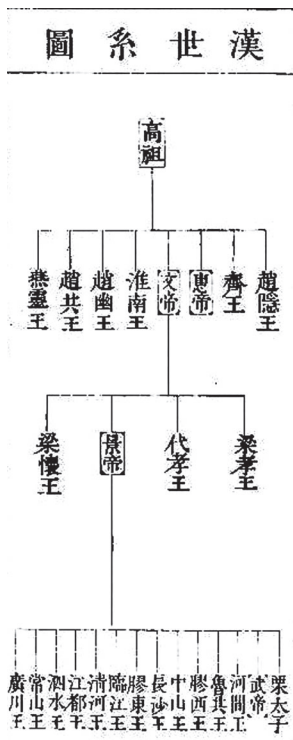


図1：『史記評林』より

※『史記正義』「劉伯莊云「諸美人元幸呂氏、懷身而入宮生子。」」

【劉伯莊云、「諸美人元め呂氏に幸あり、懷身して宮に入りて子を生む」と。】

梁玉繩言は、清朝以前における少帝の諱について考察を行った数少ないものの一つだが、博覽強記の彼でさえ「史漢皆な其の名を言わず」と、『史記』・『漢書』に諱が見えないことを指摘するのみであった。

一方、諱や避諱について博搜・考證を行った周広業が、興味深い指摘を行っている。

周広業『經史避名彙考』（嘉慶二（一七九七）自叙）卷六

廢帝「亦曰少帝」、諱「無考」、為呂后幽死。

【廢帝「亦た少帝と曰ふ」、諱「考無し」、呂后の為に幽死す。】

周広業は、『史記』・『漢書』五行志に『春秋』の「僖公」を「釐公」と改めることから、「僖」が諱なのではないかと推測している。実際、十二諸侯年表に「僖公墓」とあることから、『史記』が僖公を釐公に改変した可能性（十二諸侯年表の「僖公」は改変し忘れたものと考えられる）はある。ただしそれが避諱によるのかどうかは疑問である。まず、劉向『列女傳』に「曹僖氏妻」という伝が立てられている、ことから、前漢に「僖」が避諱であった可能性が否定される。さらに、甲骨・金文・竹簡などの先秦の出土文字史料に「僖」が見えず、もっぱら「釐」が使われるという事実がある。これらの点から、「僖」を使用するのは『春秋』經文特有の書法である可能性が想定されるからである。

小結

以上、前少帝に関する文献の記述、並びにその後清朝に至るまでの扱いや諱に関する考察に関してとりあげた。それをまとめると以下の通りである。

まず、前少帝に関する史料は、『史記』に書かれることがほぼ全てであり、『漢書』以降は、その焼き直しに過ぎないことを確認した。また、後少帝も含めた前後少帝の扱いは、呂太后本紀に「劉氏に非ず」と書かれるように、既に漢王朝の時代ですら歴代皇帝として扱われず、その後もそれは変わらなかった。

清になると、ようやく前少帝の諱に関する考察が行われるが、梁玉繩は不明であるとし、周広業は「僖」ではないかとする説を立てるが、それは否定されることを確認した。

簡単にいえば、前漢以来、清王朝滅亡に至るまで、中華世界では前少帝の名前は不明であり続けたのである。ところが、明治末の我が国で初めて「少帝恭」の表記が登場する。次章では、それについて述べることにする。

第二章 明治大正期における前少帝の書かれ方

第一節 明治期の前少帝の書かれ方

上述のように、「少帝恭」の諱は、明治末の我が国で初めて登場する（後述するように筆者の調査の限りでは、亀井忠一編『最新世界年表』三省堂、一九〇九（明治四十二）年が初出）。

まずは、そこに至るまでの我が国の前少帝の扱いについてまとめすることにしよう。

明治維新以降、ヨーロッパから導入された歴史学の枠組みで、我が国でも中国の歴史が教授されるようになり、そのための教科書が数多く執筆された。その中で、前漢の勃興期に触れたものも数多く存在するが、それらは基本的に『史記』『漢書』の記述を下敷きに書かれたものであった。そのため、前後両少帝の扱いは、清朝以前の伝統的な「高祖―惠帝―呂后―文帝」の枠組みの影響下に置かれたのである。

以下、明治期の漢代史の記述に見える両少帝の書かれ方について簡単に触れる。少し冗長になるかとは思いますが、ご確認いただきたい。⁶⁾

まず、明治期の両少帝の書かれ方については、二種類ある。

一つ目は、両少帝を歴代皇帝に含めないとする伝統的な考え方に従って、系図に前後両少帝を掲載しないものである。そして二つ目は、逆に両少帝を掲載するものである。

両少帝を系図に掲載しないもの

まず、一つ目からとりあげる。こちらは、二つ目よりも早期からみられ、なおかつ量的にも主流となっている。これは、漢代史の記述が基本的に『史記』『漢書』の要約であったことよって、必然的にその正統観の影響を被ったものになったといえる。

例えば、小永井八郎『漢史一斑』（文部省、一八七七（明治十）年）は、漢代史ではなく中華世界の正統王朝を通史として記述したのだが、前漢を取り扱った「西漢紀」（卷一所収）では、歴代皇帝を「高祖―惠帝―呂后―文帝」の順で記述し、前少帝は「太子」「帝」とのみ記す。

同じく通史である高林五峰編『支那史纂』（学古塾、一八七八（明治十二）年）巻二「漢紀」では、冒頭の歴代帝王を「呂后」で立てる。

こちらにも通史である、佐久間舜一郎編『漢史簡覽』（岡山県師範学校、一八七八（明治十二）年）巻一「西漢紀」では、項を「呂后」でたて、本文中に「少帝」とのみ記す。

また、明治期を代表する漢学・東洋史学者である市村瓊次郎・滝川亀太郎の『支那史』（吉川半七、一八九一（明治二十四）年）の「巻二／第一篇 秦漢三国史／第二章 前漢の隆替」では「第三節 呂氏の専横」と題して、呂后並びに呂氏が記述の中心となっている。ここでも前少帝は「太子」「帝」と書かれることには変わりがない。また、巻末の「秦漢三国大事年表」も「呂后某年」と呂后で紀年を立てている（図2参照）。

この傾向は明治末年に至っても変わらず、土屋詮教『東洋歴史』（新撰百科全書第二編）（修学堂、一九〇八（明治四十二年））所収系図では前後少帝を掲載せず、同じく同年の高桑駒吉著『中等東洋歴史詳解』（三省堂）所収系図も、惠帝の下に「呂后摂政」とし、前後少帝を掲載していない。以下、同様の例は数多くあるため、一覽だけ挙げておく。

- ・ 味岡正義等著『支那史略 上巻』（岐阜県師範学校、一八七八（明治十二）年）
- ・ 藤田久道編『漢土歴代二十一史略 巻二』（青木輔清他、一八七九（明治十二）年）

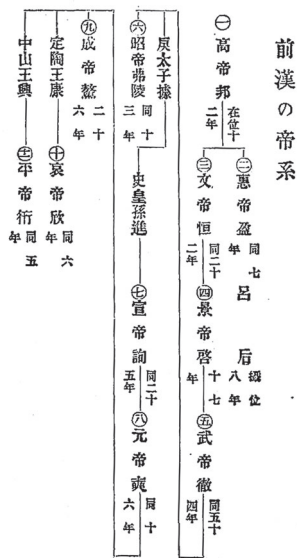


図2：『支那史』より

- ・幸田成友『東洋歴史』（帝国百科全書第85編）（博文館、一九〇二（明治三十五年）年）
 - ・伊藤允美・西浦泰治『東洋歴史教科書』（普及舎、一九〇二（明治三十五年）年）
 - ・久保天随『東洋歴史大辞典』（同文館、一九〇四（明治三十七）年）
 - ・新保磐次『東洋歴史』（金港堂、一九〇四（明治三十七）年）
 - ・山田美妙（武太郎）編『世界歴史大年表』（青木嵩山堂、一九〇四（明治三十七）年）
 - ・木寺柳次郎編『東洋史要附図』（水野書店、一九〇四（明治三十七）年）
 - ・村田稔亮『新編東洋史』（水野書店、一九〇六（明治三十九）年）
 - ・萩野由之監修／八代国治・早川純三郎・井野辺茂雄編『国史大辞典』挿絵及年表巻（吉川弘文館、一九〇八（明治四十二年）年）
- 両少帝を系図に掲載するもの

二つ目は、両少帝を系図に掲載する例である。ただしこちらは、系図に掲載し、かつ歴代皇帝に含めるものと、掲載はするが歴代皇帝に数えない（間位として扱う）ものの更に二つに分かれる。

こちらの事例の初発は、おそらく那珂通世『支那通史』（中央堂、一八八八（明治二十二年）年）である。同書の第三篇「前漢上」では、項目として「第三章 高后当国及諸呂之乱」と題し、前少帝は『史記』に倣って「太子」「帝」と書かれ、「史失其名（史、其の名を失う）」と、諱が不明であることを明記する。

また、本書でもう一つ注目すべきは、巻末付録の「秦漢三国世系」と題した系図である（図3参照）。ここでは、恵帝の子供として「少帝某」「少帝弘」が書かれ、即位順を示す「三」「四」がそれぞれ名前の上に記され、また「諸

載しないものも那珂以降数多く出版されたことは紛れもない事実である。

更に、大塚久編『新式東洋歴史辞典』（郁文舎、一九〇五（明治三十八）年）所収系図のように、「少帝某」「少帝弘」と系図に両少帝を掲載する一方、「一 高祖邦」「二 恵帝盈」「三 文帝恒」の順に歴代在位を示す数字がつけられ、両少帝を閑位扱いする、折衷的な記述も登場する（大塚一九〇五では、年表の紀年を高后（呂后）で立てる）^⑧。

第二節 「少帝恭」の登場

前節で明治期の両少帝の扱いについて、系図に載せるか否かという二つの違いがあることを指摘した。前少帝の表記については、『史記』・『漢書』の「太子」・「帝」が本文中に使われるほか、那珂通世以来、系図に「少帝某」という表記を採用するものが見られる点も指摘したが、具体的な諱について記すものはなかった。

ところが、明治の末年、突如前少帝の諱を「恭」とする書籍が登場する。筆者の現在までの調査によると、その初出は、『最新世界年表』（亀井忠一編）^⑨三省堂一九〇九（明治四十二）年表部分となる（図4参照。以下、亀井一九〇九と表記する）。本書は、日本・中国・西洋を各行とする年表形式の著作だが、その前身として棚橋一郎・小川銀次郎編『万国大年表』（三省堂、一八九七（明治三十年）年）が存在する。そこで『万国大年表』の年表（図5参照）並びに付録五「支那歴代君主表」を見ると、共に呂后で紀年を立てており、前後少帝の

| 最新世界年表 (69) | | | | | | | | | | | |
|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|--|---|--|
| 元 季 | | | | | | | | | | | |
| 480 | 479 | 478 | 477 | 476 | 475 | 474 | 473 | 472 | 471 | 四八〇 季光 | |
| 34 | 33 | 32 | 31 | 30 | 29 | 28 | 27 | 26 | 25 | | |
| 少 帝 弘 | | | | | | | | | | | |
| 3 | 2 | 1 | 4 | 3 | 2 | 1 | 7 | 6 | 5 | 紀元前一 八〇 高祖 少帝 弘 少帝 弘 八〇 高祖 少帝 弘 少帝 弘 七〇 文帝 恒 少帝 弘 少帝 弘 六〇 武帝 盈 少帝 弘 少帝 弘 五〇 高祖 邦 少帝 弘 少帝 弘 四〇 高祖 邦 少帝 弘 少帝 弘 三〇 高祖 邦 少帝 弘 少帝 弘 二〇 高祖 邦 少帝 弘 少帝 弘 一〇 高祖 邦 少帝 弘 少帝 弘 〇 高祖 邦 少帝 弘 少帝 弘 | |
| 弘 | 少 | 帝 | 少 | 帝 | 少 | 帝 | 少 | 帝 | 少 | | |
| 3 | 2 | 1 | 4 | 3 | 2 | 1 | 7 | 6 | 5 | 八〇 高祖 少帝 弘 少帝 弘 七〇 文帝 恒 少帝 弘 少帝 弘 六〇 武帝 盈 少帝 弘 少帝 弘 五〇 高祖 邦 少帝 弘 少帝 弘 四〇 高祖 邦 少帝 弘 少帝 弘 三〇 高祖 邦 少帝 弘 少帝 弘 二〇 高祖 邦 少帝 弘 少帝 弘 一〇 高祖 邦 少帝 弘 少帝 弘 〇 高祖 邦 少帝 弘 少帝 弘 | |
| 181 | 182 | 183 | 184 | 185 | 186 | 187 | 188 | 189 | 紀元前一 八〇 高祖 少帝 弘 少帝 弘 七〇 文帝 恒 少帝 弘 少帝 弘 六〇 武帝 盈 少帝 弘 少帝 弘 五〇 高祖 邦 少帝 弘 少帝 弘 四〇 高祖 邦 少帝 弘 少帝 弘 三〇 高祖 邦 少帝 弘 少帝 弘 二〇 高祖 邦 少帝 弘 少帝 弘 一〇 高祖 邦 少帝 弘 少帝 弘 〇 高祖 邦 少帝 弘 少帝 弘 | | |

図4：亀井一九〇九年表

筆は妻木忠太であると表記がある。〔『万国大年表』序文には、具体的な作業を手伝った人物として瀬川秀雄氏の名前を挙げる一方、亀井一九〇九は具体的な担当名を欠く〕。

妻木忠太（一八七〇～一九四四年）。近現代史、特に『木戸孝允日記』・『木戸孝允文書』のような幕末・維新期の伝記・文書集編纂に功績があつたことで知られる。本論では特に、彼が日本史の研究者であることに着目したい。要するに妻木は、漢学の素養は持っているものの、専門家ではないということである。そのような人物が担当したため、「少帝恭」という年表の間違いをそのまま存置してしまい、あまつさえ系図への転記も行つてしまつた原因である可能性があるからである。

この疑いは、妻木が編纂に携わつた『新編世界史年表』（有朋堂書店、一九二〇（大正九）年）付録年表にも「少帝恭」の名が見られるところから、より深いものとなる（図7参照）。なぜなら、「少帝恭」の表記は、同時代的に亀井―妻木周辺以外へ広がっていなかったからである。

以下、具体例をいくつか挙げよう。
まず、『最新世界年表』の一九一三（大正二）年版以降の版では、年表・系図のいずれにも「少帝恭」を載せている。そこから、『最新世界年表』ではこの見解

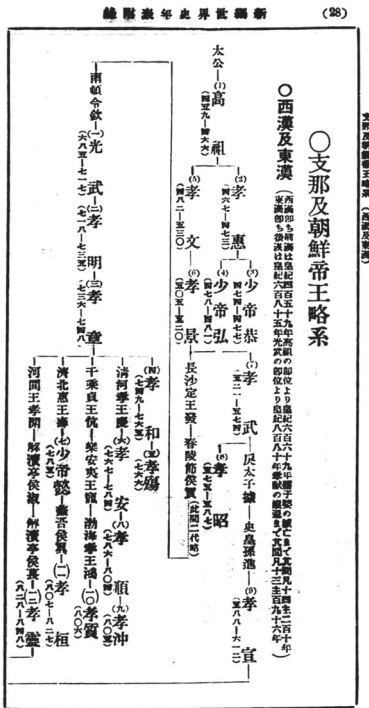


図7：妻木一九二〇系図

が引き継がれていたことが確認される。

例えば『最新世界年表』の翌年に出版された坂本健一編『世界史年表―世界史三綱』（博文館、一九一〇（明治四十二年））では、「少帝」とのみ表記している。また、一九一三（大正二）年出版の西村豊『東洋歴史』（嵩山堂）所収系図では前後少帝を掲載していない。

『新編世界史年表』前後に出版された、中村久四郎・島田増平編『事項詳解東洋歴史年表』（博育堂、一九一六（大正五年））系図では「少帝某」と表記し、小林博『東洋歴史―詳説上』（大同館書店、一九二六（大正十五年））所収系図では、前後少帝を掲載していない。

更に、大陸での避諱に関係する古典的著作である陳垣『史諱举例』（一九二八年）の、歴代避諱を整理した部分についても、前漢期の歴代皇帝の項に前後少帝を立てていない。

これらの例からも、前少帝の諱を挙げない（あるいは那珂通世に倣い「少帝某」と表記する）、そもそも歴代皇帝に含めないという伝統的正統観は根強い影響を与えていたのである。

これは三省堂の他書でも同じで、『新編世界史年表』と同時期に三省堂が会社を傾けるに至るまでその編纂に力を注いだ『日本百科大辞典』（大日本百科辞典完成会、一九一九）の「漢」の項目に掲載される系図には、少帝が記述されていないのである。

そこからすると、当初は三省堂の『最新世界年表』編集部・読者周辺でのみ、前少帝の諱を「恭」とする認識が継承されていたことは明らかであり、前少帝の諱を「恭」と定めた最も近いところに妻木忠太がいることは間違いない。また、妻木は明らかにそこから外部に「少帝恭」を持ち出した人物であることもまた明白である。

ただし、『最新世界年表』の外に「少帝恭」を記した最初の例は妻木ではない。それは、一九一三（大正二）年発

行の河野元三『東洋歴史講義上巻』（金刺芳流堂）、巻末年表に掲載される「少帝恭」である（図8参照。本文並びに所収系図には前後少帝を載せず）。本書は、一九〇五（明治三十八）年の初版であるが、初版の本文並びに所収系図には一九一三年版同様、前後少帝を載せていない。また、年表は初版では掲載されていない。初版から一九一三年版の間に、亀井一九〇九が出版されたことを踏まえると、少帝恭の追加は亀井一九〇九の影響である可能性が高い。

小結

ここまでの経過をまとめてみよう。

明治期の漢代史を取り上げた書籍は、『史記』・『漢書』の焼き直しがほとんどであり、前少帝についての記述は省略されるか「少帝某」と名前不明として扱われることがほとんどであった。そこに亀井

一九〇九が突然「少帝恭」を採用したのである。

亀井一九〇九編集部が前少帝の諱を「恭」とした典拠は不明であるが、『最新世界年表』は以降の版でもこの表記を使い続ける。また、河野一九一三や『最新世界年表』一九一三年版の編者の一人である妻木忠太のように、亀井一九〇九の影響を受けた改編を行った著作が出版されるようになり、前少帝の諱が「恭」であるという認識が少しずつ広がり始めるが、多くの書物は未だ伝統的な省略もしくは「少帝某」で表記しているのが大正期の実情である。

| | | |
|---|------|------------------|
| 同 | 二〇一年 | 匈奴に寇す |
| 同 | 二〇〇年 | 白登の圍 |
| 同 | 一九八年 | 漢公主を匈奴に遣はす |
| 同 | 一九六年 | 韓信・彭越・黥布を除く |
| 同 | 一九五年 | 盧綰を除く○高祖崩す |
| 同 | 一九四年 | 衛滿朝鮮王と爲る |
| 同 | 一九三年 | 蕭何逝去 |
| 同 | 一九一年 | 曹參逝去 |
| 同 | 一八九年 | 張良逝去 |
| 同 | 一八七年 | 呂后制を稱す |
| 同 | 一八四年 | 少帝恭崩す |
| 同 | 一八〇年 | 呂后崩す、少帝弘廢さる、呂氏の亂 |
| 同 | 一七八年 | 陳平逝去 |

図8：河野一九一三年表

この時代、大陸でも初めて「少帝恭」表記が登場する。それはかの碩学錢穆の『國史大綱』上（商務印書館、一九四〇年）である（図12参照）。本書の系図に「少帝恭」が掲載されている。こちらも典故が不明だが、『辞源』（一九一一年初版）や『辞海』（一九三六年初版）といった辞書類に「少帝」の項目が立てられていないことや、上述の陳垣『史諱举例』で少帝が系統対象に含まれていないことからすれば、錢穆が大陸由来の史料によってこの系図を作成したのではなく、我が国かその影響を受けた書物に記載された系図を参考に作図したと推測される。

平凡社の事典のような後世に大きな影響を与えた書物に収録されるに至った「少帝恭」だが、この時代でも伝統的正統観に沿って少帝を扱うものも未だ根強く存在した。

例えば、橋本増吉『東洋史講座』（国史講習会、一九二八（昭和三年）、付録所収前漢世系では、「少帝」とのみ記して諱はもとより「某」表記すらしていない。その他、「高祖―惠帝―文帝」の順で漢朝歴代皇帝を挙げるのに、東京高等師範学校附属中学校歴史研究会編『新東洋史読本』（目黒書店、一九三〇（昭和五）年）、有高巖『最新東洋史参考書 第一輯』（東京開成館、一九三五（昭和十）年）、同文書院編修局編『新

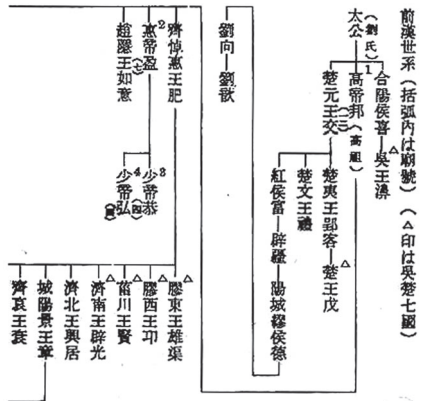


図 10：『東洋歴史大事典』より

ショーテイ 少帝 前漢の幼主。名は恭。惠帝の皇后張子に子無く、呂后は密に後宮の美人（女子）の子を取り其母を殺し、皇后の子と稱して皇太子となす。帝崩じて帝位に即かじめ、呂后は自ら朝に臨んで制を稱し、呂氏一族を重任し或は諸侯王列侯等に封じ、己の權勢を覆まゝにした。然るに帝は己の皇后の子に非ず、實母は呂后の爲に殺されしを知つて怨言を出すに及び、呂后は不安を感じて帝を水巷に幽し、病篤しと稱して左右を遠去け、遂に廢して之を殺した。時に呂后四年五月。呂后は民の鑄錢を禁じ、二年從來の夷錢が餘り小に過ぐるを以て重泉八銖の半兩錢を鑄たが、次の少帝弘の時に五分錢を行つた（史記九・四九・漢書三・九七）。（伊藤徳）

図 11：『東洋歴史大事典』より

恭」の担当者に記述の追加について指示をした可能性を伺わせるものとなる。ところが、「劉恭」の担当者が追加を忘れたのか、指示が届かなかったのかの何れかによつて、このような情報の欠落が存置されることとなつてしまつたと推測される。

『大漢和辞典』の記述の矛盾こそ、前少帝の諱に関する説が、昭和戦前期の斯界に徐々に定着していった何よりの証拠となる。

第二節 戦後く平成―「少帝恭」の普及と定着

戦前に徐々に知られるようになってきた「少帝恭」という前少帝の諱は、戦後に刊行された東洋史(中国史)関連の辞典・事典・概説での採用が増え、その認識がほぼ常識として定着するに至る。これは、戦前の平凡社が刊行した『大百科事典』・『東洋歴史大辞典』が採用したことや、『大漢和辞典』の記述が影響を与えたと考えられる。

本論冒頭で挙げた、「少帝恭」の項目を立てる『アジア歴史事典』(平凡社、一九五九(昭和三十四)年)は、本書が東洋学の

【少帝】²¹⁰ シウテイ 一年若い天子。(李白、上皇西巡南京歌) 少帝長安開紫極、雙懸日月照乾坤。①幼主の號。②前漢、第三代の帝。第四代の少帝と區別して少帝恭といふ。劉恭(2-2224 : 180)を見よ。③前漢、第四代の帝。第三代の少帝と區別して少帝弘といふ。劉弘(2-2224 : 275)を見よ。④後漢、第七代の帝。劉懿(2-2224 : 6)を見よ。⑤後漢、第十四代の帝。劉辯(2-2224 : 600)を見よ。⑥南朝宋、劉義符(2-2224 : 798)をこふ。⑦五代晉、石重貴(8-24024 : 992)をいふ。⑧安南陳朝の第十二王。順宗の長子。名は安火。黎季犛に篡奪せられて陣朝亡ぶ。(欽定越南史通鑑綱目、十一)。

図 13 : 『大漢和辞典』少帝

【劉恭】¹⁸⁰ リウキョウ 後漢の人。益子の兄。更始に降つて式侯に封ぜられ、侍中となる。更始が謝祿に殺されるや、更始のために仇を報じた。(後漢書、四十一)。②後漢の人。明帝の第五子。號は靈壽王。諡は靖。封は彭城王。(後漢書、八十)。③宋、南城の人。字は伯協。紹熙の進士。官は瑞安縣の長官。陸九淵の講友。(宋元學案、四)。

図 14 : 『大漢和辞典』劉恭

基本参考書として半世紀以上利用され続けていることによって、その定着に大きな影響があったことは間違いないだろう。更に、一九五五（昭和三十）年に初版が刊行され、現在至るまでハンディな東洋学年表として愛用され続けている藤島達朗・野上俊静『東方年表』（平楽寺書店）やその前年に出版された吉川弘文館の『歴史手帳』も、「少帝恭」の紀年を立てていることもまた、その認識の定着に一役買った可能性は高い。

また、東洋史（中国史）関連の概説書にも、採用例が増加する。

『アジア歴史事典』と同年代の概説書として、前漢皇帝の系図に「少帝恭」を載せるものとして、鈴木俊『東洋史要説』（吉川弘文館、一九六〇（昭和三十五）年）、東洋史通論刊行会編『東洋史通論』（創元社、一九六四（昭和三十九）年）がある。

また、日比野丈夫・米田賢次郎・大庭脩『東洋の歴史 第三卷』（人物往来社、一九六六（昭和四十一）年）では、「……（前略）……幼少の太子（少帝恭）があとをついだので……（後略）……」と本文中に「少帝恭」を載せる。その他、「少帝恭」を載せるものは数多い。以下、筆者が確認したものを挙げる。

- ・ 前田正名『東アジア史概説』（文化書房博文社、一九七七（昭和五十二）年）所収前漢世系、「少帝恭」を掲載する。
- ・ 中国大百科全書編集部編『中国大百科全書』（中国大百科全書出版社、一九七八～一九九三年）、「漢」の項に掲載される系図に「少帝恭」を載せるが、「③呂后（少帝恭・少帝弘）」の形式で記すように、歴代には含めていない。
- ・ 京大東洋史辞典編纂会編『新編東洋史辞典』（東京創元社、一九八〇）巻末系図に、「少帝恭」を載せ、歴代に含める。また「呂氏の乱」の項目の説明に「少帝恭」を載せる。
- ・ 外山軍治・日比野丈夫『中国史人名辞典』（新人物往来社、一九八四（昭和五十九）年）巻末年表の呂后四（前一八四）

年に「呂后、少帝恭を殺し、弘を立つ」と記す。

・中国歴史大辞典・秦漢史卷編纂委員会編『中国歴史大辞典 秦漢史卷』（上海辞書出版社、一九九〇年）、「漢少帝」の項目を立て、前後少帝について記述するが、その中で前少帝につき、その名を「恭」と記述する。

・藤家禮之助編『アジアの歴史』（南雲堂、一九九二（平成四）年）所収前漢世系、「少帝恭」を掲載。

・（英）崔瑞徳・（英）魯惟一編／品泉他『劍橋中国秦漢史』（中国社会科学出版社、一九九二年）（原著は一九八六年出版）の冒頭表一「漢代的帝系」及び第二章「漢帝國的鞏固」の「呂后」に「少帝恭」を明記する。

・竺沙雅章監修・永田英正編『アジアの歴史と文化一 中国史——古代』（同朋社出版、一九九四（平成六）年）所収前漢皇帝世系表、「少帝恭」を掲載。

・野口鉄郎編『資料中国史——前近代編』（白帝社、一九九四年）所収、歴代帝王年譜に、少帝恭を載せる。

・尾形勇・平勢隆郎『中華文明の誕生』（世界の歴史二）（中央公論社、一九九八年）、本文及び所収前漢系図、「少帝恭」を掲載（前漢担当：尾形勇）。

・大阪市立美術館他編『よみがえる漢王朝——二〇〇〇年の時をこえて』展覧会図録（読売新聞大阪本社、一九九九年）所収前漢世系、「少帝恭」を掲載。

・劉焯編著・伊藤晋太郎訳『秦漢——雄偉なる文明』（図説中国文明史四）（創元社、二〇〇五年）原著『中華文明伝真』（香港商務印書館、二〇〇一年）所収前漢世系、「少帝恭」を掲載。

・松久道雄／／他編『中国史（二） 先史〜後漢』（世界歴史大系）（山川出版社、二〇〇三（平成十五）年）所収前漢世系、「少帝恭」を掲載。

・鶴間和幸『ファーストエンペラーの遺産（秦漢帝国）（中国の歴史 第三卷）』（講談社、二〇〇四年）所収系図に、少帝

恭を載せる。¹⁷⁾

・愛宕元・富谷至編『中国の歴史 上 古代～中世』（昭和堂、二〇〇五（平成十七）年）所収前漢世系、「少帝恭」を掲載（前漢担当…藤田高夫）。

・袁行霈他主編・柿沼陽平訳『文明の確立と変容―秦漢～魏晉南北朝』（中国の文明―北京大学版 三、四）（潮出版社、二〇二五～二〇二六）原著『中華文明史』二（北京大学出版社、二〇〇六年）所収前漢世系、「少帝恭」を掲載。

・王新華『避諱研究』（齊魯書社、二〇〇七年）付録「歷代帝王廟諱名字墓号年号表」の「西漢（劉氏）」の項に「三、廢帝名恭」と記す。

・王彦坤『歷代避諱字彙典』（中華書局、二〇二二年）付録「一 秦以來歷代帝王廟諱名字墓号年号表」の「西漢（劉氏）」の項に「三、廢帝恭」と記す。

・富谷至・森田憲司編『中国史 上 古代～中世』（昭和堂、二〇一六（平成二十八）年）本文並びに所収前漢世系、「少帝恭」を掲載（前漢担当…鷹取祐司）。（ただし第二刷では、何れも「少帝某」に訂正されている）。

以上のように、「少帝恭」を殆どの書籍が採用する一方で、伝統的な表記にのっとり「少帝某」と記したり、系図から排除したりするものも存在する。

その一例が、宮崎市定『史記を語る』（岩波書店、一九七九（昭和五十四）年）の「少帝某」とする記述である。そうそうたる大家が「少帝恭」を採用している以上、宮崎がその存在を知らないわけではないはずだが、『史記』・『漢書』に見えないものには左袒しないとする氏の判断に従ったものだろうか。

宮崎より古いものとして、賈虎臣『中国歴代帝王譜系彙編』（正中書局、一九六七年）では、惠帝の子として「少帝

某」と記す。同じく諱に関連する研究である王建『中国古代避諱史』（貴州人民出版社、二〇〇二年）、潘銘基「《史記》与先秦兩漢互見典籍避諱研究」（『中国文化研究所學報』四九、二〇〇九年）は、避諱の検討対象として劉邦・劉盈・呂雉を取り上げる一方、両少帝は対象から外している。

また、西嶋定生『中国の歴史 第二巻——秦漢帝國』（講談社、一九七四（昭和四十九年）のように、所収系図では「少帝恭」を掲載する一方、本文中には使用しないという中間の立場を採用するものも見られる。

宮崎より新しいものとしては、『漢語大詞典』巻末の歴代帝王一覧からは前後少帝が排除されている例がある。また、王雲度『秦漢史編年』（鳳凰出版社、二〇一一年）では、編年の項目を「高后（呂后）」で立て、巻末付録二「西漢帝后表」では「少帝」とのみ表記し諱を記さない。

小結

昭和以降、辞典・事典類を中心に「少帝恭」の採用が広がるが、戦前期の概説書の多くは少帝を欠くか、「少帝某」としている。

戦後に入ると、宮崎市定のように「少帝某」を使用する例もある一方、多くの概説書では「少帝恭」の採用が増加し、昭和五十年代以降それが定着したことが確認できる。ここから判断すると、「少帝恭」表記が広まるのは、戦後であることは明白である。

この理由として、上述のように、平凡社の大規模事典や『大漢和辞典』に採用されたことが遠因かと考えられるが、専門家の世代交代によつて、一次資料ではなくこれら大規模辞典・事典で確認をし、それにもとづいて記述する例が増えたためであるともいえるだろう。

おわりに

ここまでの過程を簡単にまとめると以下のようになる。

まず、前少帝の史料は、現在に至るまで『史記』の記述がほぼすべてである。これは『史記』に既に書かれるように、前後少帝の存在が「閏位」として扱われたこと、また、後世に至っても『史記』以来の正統観に従い両少帝は閏位扱いされ、言及はほとんどされなかったことが原因にあると考えられる。そのため、即位前に王であった後少帝はその諱が記されるものの、前少帝についてはそのような記述はなく、諱が知られることはなかったのである。その状態は、清末に至るまでの大陸と明治期の我が国でも変わりが無かった。

変化が起きたのは、明治後期の我が国である。

まず、両少帝が歴代の漢皇帝として数えられるようになり、前少帝は「少帝某」と書かれるようになり、亀井一九〇九による「少帝恭」という諱を伴った表記が登場する。その後、昭和戦前期に編纂された大規模辞典・事典に「少帝恭」が採用されるなど徐々に浸透し、戦後の国内外の専門書や概説書への採用と定着があり現在に至る。

ここで問題なるのが、なぜ諱が「恭」になったという経緯についてである。

上述のように、ほぼ唯一の史料である『史記』には諱に関する記述が一切見えない。これは、『史記』の漢代の記述が、皇帝の諱に関して一切記さない（即位前の王時代には諱が記されるものの、即位後は一切記さない）という筆法が原因であり、また閏位である前少帝関連の史料が残されていないことがよると考えられる。

では、どのような経緯で「恭」という諱が見いだされたのだろうか。

初発である亀井一九〇九は、特に典拠無く「少帝恭」と表記する。対して上述のように、明治末〜大正年間の亀

井一九〇九や関連する年表以外の多くの年表や概説書の記述では、少帝の諱を記さない。要するに、ほぼ亀井年表系統のみ「少帝恭」が使用されているのである。

ここから推測されるのは、何らかの新出史料が発見されて、前少帝の諱が確認され、学会に共有された可能性は低いことである。なぜなら、史料や研究論文によって諱が確認された場合、記述がそれ以降一斉に置き換わるか、それに対する言及が行われる可能性が高い。そのため、「恭」に定まった理由は他にあると推測されるのである。

その手がかりとなるのが、本論冒頭にあげた、あやめ氏の「少帝某」を魯魚の誤りとして「恭」と誤写したとする指摘である。^⑧

確かに「某」と「恭」は、行草書・くずし字では、両者が更によく似た字形となるため(図15～17参照)、原稿がくずし字で書かれていた場合、それが活字として組まれる際に誤認される可能性は否定できない。あるいは、活字以前の原稿作成時にこれが生じた可能性もある。なぜなら、現在の活字字形では、「某」は「甘」に「木」が組み合わさった字形となっているが、「少帝某」の初発の事例である『支那通史』では「某」のようなやや崩し気味の異体字で書かれており(図三参照)、これを「恭」と誤認して、亀井一九〇九原稿に転写した可能性も推測できるからである。

亀井一九〇九の原稿を確認していないため、その真偽は不明なままではあるが、校正の段階で見落とされた結果、「少帝恭」が生まれたのは確かである。さらにそれが正しい表記であるとして意識的に引用されてしまい、世の中に普及するきっかけとなったのは、外部に持ち出した最初期の人物である妻木忠太や河野元三が、漢学の素養があるものの中国史の専門家ではなかったことも無関係ではないだろう。少なくとも中国史、特に『史記』『漢書』に通曉しているものならば、『支那通史』の指摘するごとく、「史に其の名を欠く」ことは常識の範囲であり、「少帝恭」と

電子くずし字辞典 DB鑑別 詳細検索 文字検索 語句検索 ヘルプ

検索結果: 0件 検索式: 文字=恭

文字一覧

1-09件

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 草書貴株 | 草書貴株 | 草書貴株 | 草書貴株 | 草書貴株 | 草書貴株 | 草書貴株 | 草書貴株 | 草書貴株 | 草書貴株 |

図 15: 「恭」のくずし字

電子くずし字辞典 DB鑑別 詳細検索 文字検索 語句検索 ヘルプ

検索結果: 20件 検索式: 文字=某

文字一覧

12 次△ 最終△

1-20/26件

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 天文5年9月3日 | (永禄12年) 10月2日 | (永禄11年) 9月20日 | (元亀元年) 9月19日 | (年月日未詳) | (年月日未詳) | (年未詳) 2月20日 | (年未詳) 10月28日 | 仁安2年11月10日 | |
| 成吉思院文書 | 佐藤文書 | 佐藤文書 | 中川四郎氏所蔵文書 | 佐藤文書 | 佐藤文書 | 佐藤文書 | 佐藤文書 | 懸針記 | |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 仁安2年11月13日 | (永禄12年) 1月20日 | (永禄12年) 1月20日 | (年未詳) 4月5日 | (年未詳) | 仁安2年10月13日 | (永禄12年) 9月3日 | 仁安2年11月20日 | 龜応元年2月7日 | |
| 懸針記 | 佐藤文書 | 佐藤文書 | 佐藤文書 | 佐藤文書 | 懸針記仁安二十年十月記 | 佐藤文書 | 懸針記 | 懸針記 | |
|  |  | | | | | | | | |
| 龜応元年2月27日 | | | | | | | | | |
| 懸針記 | 草書貴株 | | | | | | | | |

図 16: 「某」のくずし字

電子くずし字辞典 DB鑑別 詳細検索 文字検索 語句検索 ヘルプ

検索結果: 20件 検索式: 文字=某

文字一覧

先頭△ 最終△ 12

21-28/26件

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| | | | | | 承安3年3月14日 | 承安3年正月19日 | (年未詳) 3月2日 | | |
| 草書貴株 | 草書貴株 | 草書貴株 | 草書貴株 | 草書貴株 | 懸針記 | 懸針記 | 佐藤文書 | | |

先頭△ 最終△ 12

図 17: 「某」のくずし字

いう表記がおかしいことに気がついたはずだからである。その知見を欠いていたからこそ、彼らは「少帝恭」という表記を受容して引用したのである。

その間違いが後世の辞典・事典や概説書に引き継がれたのは、項目の説明を記述するために、他の辞書・辞書を引くという習慣が身に付いた近代人ならではの落とし穴なのだろう。

この誤認は単にこのような参考書のみならず、論文でも見られる。筆者も本論を執筆するまでは、何れも著名な漢代の研究者が事典・概説書類で「少帝恭」と書いている以上、たとえ『史記』・漢書に載っていないでもどこかに典拠があり、彼らはそれを利用したに違いないと思ひ込んでいたからである。これについては全く自らの不明を恥じるほかはない。²¹⁾

最後に、前少帝の諱は、実際には何であつたのだろうか、現状での筆者の考えをのべ、本論を終えることにする。まず、仮に前少帝の諱が「恭」であるとした場合、避諱を精査することでそれを裏付けることができるかもしれない。しかし、『史記』・『漢書』では、武帝期の財政官僚として著名な公孫弘のように、後少帝の「義」「弘」を避けていないのである。そのため、漢王朝では閏位として（少なくとも後少帝の諱は）避けられていないことが確認されるのみであり、前少帝の諱が何であれ、周広業のような避諱からの検討はまず不可能である。²²⁾

かろうじて前少帝在世時の史料に避諱がどここされている可能性がある。「二年」を冠するまさに同時代史料である張家山二四七号漢墓出土竹簡『二年律令』があるが、そこでは「恭」は使われていないが、恵帝の諱「盈」も避けていないなど、それ以前に本文が固定した条文も混在しているため解決の材料とはならない。他の同時代史料が後世獲得される可能性もあるが、どれが前少帝の避諱字であるか確言するのは、前後の時代に書写された同じ史料という比較対象がないとなかなか難しい。

そのため、現状の結論としては、里耶秦簡J1⑧461「更名扁書」のような避諱による語彙置換表の類いが出土しないと、前少帝の諱は不明のままというのが結論である。²³⁾

注

- ① Wikipediaを学術的に用いることについては問題が多いが、今日では大型の百科事典よりも気軽に見られる情報源である以上一般の知識の根拠としてWikipediaの占める位置はそれなりに重要なものとなっている。詳しくは、師茂樹「Wikipediaをどう使うか」（漢学文献情報処理研究会編『電脳中国学入門』、好文出版、二〇二二年）を参照。
- ② Wikipediaの閲覧は何れも二〇一七年四月二十日に実施したものである。「恭」の出典が不明であることを指摘する記述が追加されたのは、二〇〇七年五月二十七日（日）一〇：〇四のバージョンだが、Wikipediaの性質上、今後記述が書き換わる可能性はある。
- ③ 大陸のオンライン百科事典『百度百科』も「刘恭（西汉前少帝）」の項目を設けている（<http://baike.baidu.com/item/%E5%88%98%E6%81%AD/29218>、二〇一七年四月一日閲覧）。
- ④ 過去ログは<http://mental2ch.net/whis/kako/997/99784945.html>（二〇〇一年八月十五日に一番目の書き込みがされたこと）に始まる一連のスレッド。二〇一七年五月十八日閲覧）で閲覧することが可能。当該の書き込みはスレッドの三番目に見える。また、同スレッドの二十六・二十七番目に、本論でも挙げた『史記』の関連記述が引用されている。
- ⑤ 張晏の生没年は不明。顔師古『漢書注』叙例に蘇林と如淳との間に配列されていることから、主な活躍の時期が三国の魏であることは確かである。本説に関して書名などが書かれていないが、慧琳『一切経音義』卷九十九「張晏注史記云、跼屣也」とあるように、『史記』に関する注釈書からの引用と考えられる。おそらく『史記注』が書名なのだろう。
- ⑥ 調査は、『国立国会図書館デジタルコレクション』（<https://dl.ndl.go.jp/>、二〇一七年四月二十七日閲覧）で公開（インターネット）ト公開並びに図書館送信資料として利用可能なものに限っている）されているものを対象としている。
- ⑦ ただし、那珂一八八八では、昭帝の後に即位した昌邑王劉賀については、漢朝歴代皇帝に含めていない（劉賀は、廃位後、海昏侯の礼遇で葬られ、二〇一六年にその墓が発見された）。
- ⑧ 大塚一九〇五のような形式は、斎藤斐章・小田島省三編『参考綱目体東洋歴史』（目黒書店、一九〇八（明治四十二年）所収系

図にもみえる。こちらは「少帝某」「少帝弘」とする一方、「一 高祖 皇帝邦」「二 孝惠帝盈」「三 太宗孝文帝恒」の順に歴代在位を示す数字がつけられ、両少帝を間抜扱している。

⑨ 本書の編者である亀井忠一（一八五六～一九三六年）は、三省堂書店・三省堂の創業者で三省堂編修所代表であり、数多くの参考書を世に送り出してきた明治を代表する出版人である。

⑩ 一八六三～一九四二年。漢学者、東洋大学関係者。

⑪ 生没年未調査。西洋史学者。

⑫ 一八七三～一九六九年。帝国大学（現東京大学）史学科卒業後、明治三十四年学習院教授となる。その後、毛利公爵家三卿伝編纂所長、岩国徴古館館長、岩陽学舎理事長を歴任した。

⑬ 実際、筆者の実家にも戦後に発行された本書があり（一九五九（昭和三十四）年発行の新訂第五版。新訂版は一九五四（昭和二十九）年の発行）、小中学生の時に親に借りてつらつら眺めていた記憶がある。

⑭ 一九一四～二〇〇六年。東北大学・東北学院大学教授。

⑮ 『大漢和辞典』の編纂に関しては、原田種成『漢文のすゝめ』（新潮社、一九九二年）第二章「諸橋〈大漢和辞典〉編纂秘話」を参照されたし。

⑯ 原著は、Denis Twitchett and Michael Loewe: "The Ch'in and Han Empires, 221 B.C.-A.D. 220", Cambridge University Press, 1986.

⑰ 中国で出版された、鶴間和幸著・馬彪訳『始皇帝的遺産—秦漢帝国』（講談社 中国的歴史三巻）（広西師範大学出版社、二〇一四年）も同じ。

⑱ 「某」と「恭」との誤認の可能性については、あやめ氏の指摘の他、二〇一五年九月二十五日のTwitter上での@Golden_hamster氏のつぶやきで「真面目にこれ「少帝某」の誤字か何かなんじや」と指摘しづこさ (https://twitter.com/Golden_hamster/status/647440376962269185 二〇一七年五月二日閲覧)。ただ、@Golden_hamster氏は、二〇一六年九月五日のつぶやきで「なぞほび。私も実はちっちゃんで昔見かけた話だったんですよ（小声）」 (https://twitter.com/Golden_hamster/status/77276246664)

8363008 二〇一七年五月二日閲覧)と述べており、具体的な指摘はないものの、おそらくは上記あやめ氏の指摘を念頭においたものと推測される。

⑱ 図は、「電子くずし字字典」(<http://www.wap.hi-u-tokyo.ac.jp/ships/shipscontroller> 二〇一七年五月七日確認)の検索結果をキャプチャしたものである。

⑳ 国会図書館デジタルライブラリーのように、目録や本文で悉皆調査を行うのは難しいので、ChiniやCNKIといった論文データベース上での全文検索という限定的な作業ではあるが、あやめ氏の発言近辺以降のものだけでも、いくつかの例が見られた。まずChiniでは、小林惣八「前漢皇帝の事蹟」(『駒澤史学』五五、二〇〇〇年)、中林史朗「陔餘叢考」訓譯卷五」(『大東文化大学漢学会誌』四三、二〇〇四年)、金子修一「皇帝祭祀より見た漢代史」(『大東文化大学漢学会誌』四三、二〇〇四年)、滝野邦雄「建文帝の諡号について(五)」(『経済理論』三五九、二〇一一年)、角屋明彦「淳于意の〈治療世界〉—漢文帝下問説話」(『尚美学園大学総合政策研究紀要』二、二〇一五年)等の例が、CNKIでは、劉光利・李殿元「論歴史紀年中子虚烏有的“高后”八年」(『成都大学学报(社会科学版)』、二〇一一年二期)、万堯緒「《二年律令・秩律》所見漢初的奉常」(『魯東大学学报(哲学社会科学版)』、二〇一一年一期)、秦風「兩漢皇帝的寿命与健康」(『休閒讀品(天下)』、二〇一五年四期)、呂宗力「西漢繼体之君正当性論証雜議—以霍光廢劉賀為例」(『史学集刊』、二〇一七年一期)などが得られた。

㉑ この様な転写時の誤認は、日本史の人名にも見られる。例えば、聖武天皇の第一皇子がそれである。この人物は一般に「某皇子」として知られるが、根本史料である続日本紀にはその名が見えない。これに対し、『大日本史』列伝第十五が既に述べるように、皇統関連資料では「某王」と「某王」という表記が混在している。『大日本史』は「某王」を採用するが、『本朝皇胤紹運録』や『一代要記』の写本の中には「某王」とするものがあり、そちらの表記を採用するものも多く、それが現在の一般的認識に繋がっている。ただし、両本とも写本の最初期のものは前者は「親王」「諱某王」、後者は「太子」「親王」であり、『一代要記』が踊り字で記している以上、諱が「基」という可能性は低く、「某王」は後世の誤写であると考えられる。

㉒ 漢代には「呉恭(哀帝期の人・宦官)・弘恭(宣帝・元帝期の人・宦官)・董恭(平帝期・哀帝期の人)・史恭(宣帝の祖母史良娣の兄)・周恭(勃の玄孫)」などの例のように、諱に「恭」を使用する例が複数見られる。

⑳ 「更名扁書」には、始皇帝の父、莊襄王子楚の諱「楚」を避けて他の言葉を用いるようにとする意味の「曰梧、曰荊（楚を避け）梧と曰え、荊と曰え」のような事例が見られる。詳しくは、渡邊英幸『里耶秦簡「更名扁書」試釈―統一秦の国制変革と避諱規定』、『古代文化』六六―四、二〇一五年）参照。

（花園大学専任講師）